

常磐短期大学学則

制 定 1966年 1 月 25 日 認可日
最近改正 2025年 1 月 30 日 理事会

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 1 条の 2）
- 第 2 章 学科、学生定員および修業年限（第 2 条～第 3 条）
- 第 3 章 学年、学期および休業日（第 4 条～第 7 条）
- 第 4 章 入学、休学、退学および転学（第 8 条～第 23 条の 2）
- 第 5 章 授業科目、履修方法および卒業（第 24 条～第 39 条）
- 第 6 章 授業料その他の費用（第 40 条～第 46 条）
- 第 7 章 職員組織（第 47 条・第 48 条）
- 第 8 章 教授会（第 49 条～第 54 条）
- 第 9 章 科目等履修生、特別聴講学生、委託生および外国人学生（第 55 条～第 57 条）
- 第 10 章 賞罰（第 58 条・第 59 条）
- 第 11 章 公開講座（第 60 条）
- 第 12 章 研究および教育施設（第 61 条）
- 第 13 章 厚生および補導施設（第 62 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 常磐短期大学（以下「本学」という。）は、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）および学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に則り、高等学校教育の基礎の上に、高度の知識と学理に基づく技能とを授け、合理的にして、かつ、環境に順応しうる人材を育成し、日本社会の進展に貢献しようとするものである。

（自己点検および評価）

第 1 条の 2 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的および社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検および評価を行うものとする。

② 前項の点検および評価の方法等については、別に定める。

第 2 章 学科、学生定員および修業年限

（学科および学生定員）

第 2 条 本学において設置する学科および学生定員は、次表のとおりとする。

学科	入学定員	収容定員
幼児教育保育学科	80名	160名

(学科の教育研究上の目的)

第2条の2 幼児教育保育学科における教育研究上の目的は、次のとおりとする。

- 1 幼児教育および保育に携わる者として必要な豊かな人間性を育み、さらに高度な専門的知識および技術を身につけさせるために、これに係る教育研究を行う。
- 2 1の目的を達成するために、幼児教育および保育を通して人間関係の基礎を教授し、保育の技術を実践的に教授する。そして、保育を通して自己の成長を図るように教育する。
- 3 1の教育研究を通じて、質の高い実践力を持ち、自覚または責任を兼ね備え、子どもたちと心を通い合わせることでできる豊かな人間性を持った保育者を社会に送り出す。

(修業年限および在学年限)

第3条 本学の修業年限は2年とし、4年を超えて在学することはできない。

第3章 学年、学期および休業日

(学年)

第4条 本学の学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第5条 学年を分けて、次の2学期とする。

- 1 春セメスター 4月1日から9月23日まで
 - 2 秋セメスター 9月24日から翌年3月31日まで
- ② 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めたときは、春セメスターの終期および秋セメスターの始期を変更することができる。

(休業日)

第6条 学年中の休業日を次のとおり定める。

- 1 日曜日
- 2 土曜日
- 3 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- 4 創立記念日（1月25日）
- 5 功労者諸澤幸雄先生命日（9月8日）
- 6 春季休業日（3月1日から3月31日まで）
- 7 夏季休業日（8月1日から9月23日まで）
- 8 冬季休業日（12月23日から翌年1月7日まで）

② 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めたときは、臨時に休業日を設け、または休業日を変更し、もしくは休業日としないことができる。

③ 第1項の規定にかかわらず、休業日中でも校外実習等の授業を行うことができる。

(授業日時数)

第7条 授業日時数は、定期試験等の日時を含め、年間35週を下らないものとする。

第4章 入学、休学、退学および転学

(入学の時期)

第8条 本学の入学は、毎学年の初めとする。ただし、再入学および復籍は、各セメスターの初めとする。

(入学することのできる者)

第9条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 1 高等学校または中等教育学校を卒業した者
- 2 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- 3 外国において、学校教育による12年の課程を修了した者
- 4 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 5 文部科学大臣の指定した者
- 6 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（廃止前の大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- 7 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、当該者をその後に入学者とする本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者
- 8 本学における個別の入学者資格審査を経て学長が、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

(入学志願手続)

第10条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて、提出しなければならない。

② 入学志願手続の時期、方法、書類等については、別に定める。

(入学者選抜試験)

第11条 本学は、入学志願者に対し試験を行い、教授会の議を経て、学長が合格者を決定する。

② 入学者の選抜方法については、別に定める。

(入学手続)

第12条 入学者選抜試験に合格した者は、指定の期日までに、所定の費用を添えて、誓約書、保証書その他所定の書類を提出しなければならない。

② 入学手続の時期、方法、書類等については、別に定める。

(入学の許可)

第13条 入学手続完了者に対し、学長は入学を許可する。

② 指定の期日までに入学手続を完了しない者に対しては、合格を取り消すことができる。

(保証人)

第14条 保証人は、父母または独立の生計を営む成人の者で、学生の在学中、その一身に関する事項について、一切の責めに任ずる者でなければならない。

② 保証人が、死亡その他の理由により資格を失ったときは、直ちに新保証人を立て、学長に届け出なければならない。

(住所等の変更)

第15条 学生または保証人が、住所または氏名を変更したときは、その旨を学長に届け出なければならない。

(再入学)

第16条 本学を願い出により退学した者が再入学を願い出たときは、教授会の議を経て、学長がこれを決定し、所定の手続を済ませたのち許可する。

② 再入学を許可された者の既に修得した授業科目および単位数の取扱いならびに在学すべき年数については、教授会の議を経て、学長が決定する。

③ 再入学に必要な事項は、別に定める。

(転入学)

第17条 本学に転入学を希望する者が、所定の書類を添えて志願したときは、欠員のある場合に限り、教授会の議を経て、学長がこれを許可する。

② 前項の場合、他大学において修得した単位の認定は、教授会の議を経て学長が行う。

③ 転入学を許可された者の取扱いは、第13条によって入学を許可された者に準ずる。ただし、本学則に別段の定めがある場合は、この限りでない。

④ 転入学に必要な事項は、別に定める。

(休学)

第18条 病気またはやむを得ない事由により、引続き3ヵ月以上就学困難な者は、学長に休学を願い出ることができる。

② 休学に必要な事項は、別に定める。

(休学の期間)

第19条 休学の期間は、1年を超えることができない。ただし、特別の事由がある場合は、

願い出により、更に1年以内に限り、期間を延長することができる。

② 休学期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第20条 休学期間が満了し、または休学期間中に休学事由が消滅した者が復学しようとするときは、所定の書類を添えて学長に復学を願い出なければならない。

② 復学に必要な事項は、別に定める。

(退学)

第21条 退学しようとする者は、その理由を記して、学長に退学を願い出なければならない。

② 退学に必要な事項は、別に定める。

(転学)

第22条 他の大学に転学しようとする者は、その理由を記して、学長に転学を願い出なければならない。

② 転学に必要な事項は、別に定める。

(除籍)

第23条 次の各号のいずれかに該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

- 1 第3条に定める在学年限を超えた者
- 2 第19条に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
- 3 死亡または行方不明の者
- 4 指定の期日までに所定の費用の納付を怠り、その督促を受けてもなおこれを納入しない者

(復籍)

第23条の2 前条第1項第4号の定めによって除籍された者が、復籍を願い出たときは、教授会の議を経て、学長がこれを許可する。

② 復籍を許可された者の既に修得した授業科目および単位数の取扱いならびに在学すべき年数については、教授会の議を経て、学長が決定する。

③ 復籍に必要な事項は、別に定める。

第5章 授業科目、履修方法および卒業

(授業科目および単位数)

第24条 本学において開設する授業科目および単位数は、次のとおりとする。

- 1 別表1 削除
- 2 幼児教育保育学科における授業科目は、別表2

(授業の方法)

第24条の2 授業は、講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれかによりまたはこれ

らの併用により行うものとする。

② 前項に規定する授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

③ 第1項に規定する授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(卒業の要件)

第25条 本学を卒業するためには、学生は、2年以上在学し、前条に定める所属学科の授業科目を68単位以上修得しなければならない。

② 前項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、前条第2項の授業の方法により修得する単位数は、30単位を超えないものとする。

(資格の取得)

第26条 本学において幼稚園教諭二種免許状を得ようとする者は、前条に定めるもののほか、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)別表第1および教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)第2条、第6条および第66条の6に基づき本学で定めた科目ならびに単位を修得しなければならない。

② 削除

③ 本学において保育士の資格を得ようとする者は、前条に定めるもののほか、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第6条の2第1項第3号の規定により厚生労働大臣の定める科目および単位(平成30年厚生労働省告示第216号)に基づき、本学で定めた科目および単位を修得しなければならない。

④ 本学において取得できる資格および免許の種類は、幼稚園教諭二種免許状および保育士資格とする。

第27条 別表3 削除

(単位の計算方法)

第28条 授業科目に関する単位数は、1単位当たり45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果および授業時間外に必要な学修等を考慮し、次の基準によって計算する。

1 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

2 演習については、15時間で行う演習をもって1単位とするものを演習Aとし、30時間で行う授業をもって1単位とするものを演習Bとする。

3 実験および実習については、30時間で行う授業をもって1単位とするものを実験Aおよび実習Aとし、45時間で行う授業をもって1単位とするものを実験Bおよび実習Bとする。

4 実技については、30時間で行う授業をもって1単位とする。

(履修の方法)

第29条 第24条に定める授業科目は、必修および選択科目とし、履修方法については、本学則に定めるもののほか、別に定める。

② 削除

(履修すべき科目の登録)

第30条 学生は、毎学年度および毎学期の当初に、当該年度において履修すべき授業科目を登録しなければならない。

② 学生は、前項により登録した授業科目以外の科目を履修し、単位を修得することはできない。

(履修登録単位の上限)

第30条の2 1年間に履修登録できる授業科目の単位数は、49単位を超えることはできない。

② 教授会が必要と認めたとき、前項に定める上限を超えて履修単位の登録を認めることができる。

(単位修得の認定)

第30条の3 各授業科目の履修を修了した者には、認定の上、単位を与える。

② 単位の認定は、定期試験によって行う。

③ 単位修得のための定期試験および単位修得認定の方法については、本学則に定めるもののほか、別に定める。

(他の短期大学または大学における授業科目の履修等)

第31条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより他の短期大学または大学において履修した授業科目について修得した単位を、教授会の議を経て、30単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

② 前項に規定する本学の定めるところとは、次のものをいう。

1 他の短期大学または大学との協議に基づくもの

2 学生が行う他の短期大学または大学における科目等履修生

③ 前2項の規定は、学生が外国の短期大学または大学に留学する場合に準用する。この場合において、本学において修得したものとみなすことのできる単位数は、前2項および次条第2項の単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

④ 前3項に規定するもののほか、他の短期大学または大学との協議に基づく授業科目を履修する学生に関する規則は、別に定める。

(短期大学または大学以外の教育施設等における学修)

第31条の2 本学が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学または高等専門学校
の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、教授会の議を経て、本
学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

② 前項により与えることができる単位数は、前条第1項により本学において修得したも
のとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

③ 前2項に規定するもののほか、短期大学または大学以外の教育施設等における学修に
関する規則は、別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第31条の3 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に短期大学また
は大学において修得した授業科目について修得した単位（短期大学設置基準（昭和50年
文部省令第21号）第17条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を、教授
会の議を経て、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものと
みなすことができる。

② 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規
定する学修を、教授会の議を経て、本学に入学した後の本学における授業科目の履修と
みなし、単位を与えることができる。

③ 前2項により修得したものとみなし、または与えることのできる単位数は、転学等
の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第31条第1項および前
条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えない
ものとする。

④ 前3項に規定するもののほか、入学前の既修得単位等の認定に関する規則は、別に定
める。

(単位認定の条件)

第32条 当該学期の授業料およびその他の費用を未納の者については、単位の認定を行わ
ないことがある。

(定期試験の時期)

第33条 定期試験は、毎学期の終りに、その学期に授業を行った全科目について行う。た
だし、科目により特別の事情ある場合は、他の時期に行うことができる。

(定期試験の受験資格)

第34条 当該授業科目の履修につき年度当初に登録していない者は、定期試験を受けるこ
とができない。

② 科目の登録をした者であっても、授業出席時数を満たさない者は、定期試験を受ける
ことができない。

③ 定期試験の受験資格について詳しくは、別に定める。

(定期試験の方法)

第35条 定期試験は、筆記試験または口述試験とする。ただし、実験、実習および実技による科目は、その成績によることができる。

(学習の評価)

第36条 成績は、S、A、B、CまたはDをもって表し、S、A、BおよびCを合格とする。

② 成績評価の基準については、別に定める。

(追試験)

第37条 病気その他やむを得ない事由により、定期試験に欠席した学生に対しては、教授会の議を経て、追試験を行うことができる。

(卒業の認定)

第38条 本学に2年以上在学し、第25条に定める単位を修得し、かつ、2年の課程を修了した者に対し、教授会の議を経て、学長は卒業を認定する。

(学位)

第39条 卒業を認定された者に対し、学長は、短期大学士（幼児教育保育学）の学位を授与する。

② 学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、本学名を明記するものとする。

第6章 授業料その他の費用

(入学検定料)

第40条 本学に入学を志願する者は、入学検定料を納入しなければならない。

② 再入学、転入学および復籍を志願する者についても、前項による。

③ 入学検定料の取扱いは、別に定める。

(入学金)

第41条 本学の入学金は、別表4に規定するとおりとする。

② 再入学者および転入学者の入学金は、別に定める。

③ 入学金の取扱いは、別に定める。

(授業料)

第42条 本学の授業料は、別表4に規定するとおりとする。

② 授業料の取扱いは、別に定める。

(その他の費用)

第43条 実験実習費および施設拡充費は、別表4に規定するとおりとする。

② 実験実習費および施設拡充費の取扱いは、別に定める。

(休学の場合の費用)

第44条 本学の学生であって、第18条および第19条の規定により許可を受けた者は、当該学期の休学在籍料を納入するものとし、休学期間中は授業料および前条に規定する費用

を免除する。

② 休学在籍料の取扱いは、別に定める。

(退学、転学等の場合の授業料)

第45条 退学もしくは転学した者、退学を命ぜられた者または停学中の者も、当該学期の授業料を全納しなければならない。

(再入学、復籍等の場合の費用)

第45条の2 再入学または復籍を許可された者の授業料およびその他の費用の取扱いは、別に定める。

(納入金の不還付)

第46条 既に納入した本章に定める費用は、原則として返還しない。ただし、入学手続を完了した者が、やむを得ない理由により、所定の手続に則り、入学辞退届を提出した場合は、入学金を除く授業料その他の納付金を返還するものとする。

第7章 職員組織

(職員)

第47条 本学に次の職員を置く。

- 1 学長、副学長
- 2 教授、准教授、専任講師、助教
- 3 非常勤講師
- 4 助手、事務職員
- 5 技術職員
- 6 運転手、用務員
- 7 その他の職員

(細則への委任)

第48条 職員の組織および業務分掌については、別に定める。

第8章 教授会

(教授会の構成)

第49条 本学に教授会をおき、学長、副学長ならびに専任の教授、准教授、専任講師および助教をもって組織する。

(教授会の招集)

第50条 学長は、教授会を招集し、その議長となる。

② 学長は、構成員の3分の2以上の要求があった場合、教授会を招集しなければならない。

(教授会の開催および議決)

第51条 教授会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ、開催することができない。

② 教授会における議案は、出席者の過半数の賛成をもって成立する。

(審議事項)

第52条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

1 学生の入学、卒業および課程の修了

2 学位の授与

3 その他前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

② 教授会は前項に規定するもののほか、学長およびその他の教授会が置かれる組織の長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、および学長等の求めに応じ意見を述べることができる。

(委員会の設置)

第53条 教授会が必要と認めるときは、委員会を設けて、特定の事項を審議することができる。

② 前項に規定する委員会の運営に関し、必要とする事項については別に定める。

(細則への委任)

第54条 教授会および委員会の運営に関し、必要とする事項については別に定める。

第9章 科目等履修生、特別聴講学生、委託生および外国人学生

(科目等履修生)

第55条 本学の学生以外の者で、本学が開設する授業科目のうちのいずれか、または複数の授業科目を選んで履修しようとする者があるときは、学長は本学の教育に妨げのない限り、選考の上、科目等履修生として在籍を許可することができる。

② 科目等履修生が履修した授業科目については、第30条の2の規定を準用し、所定の単位を与える。

③ 前2項に規定するもののほか、科目等履修生に関する規則は、別に定める。

(特別聴講学生)

第55条の2 他の短期大学または大学の学生で、本学の授業科目の履修を希望する者があるときは、学長は当該他の短期大学または大学との協議に基づき、特別聴講学生として在籍を許可することができる。

② 特別聴講学生に関する規程は、別に定める。

(委託生)

第56条 官公庁、法人または外国政府から委託された学生を委託生とする。

② 委託生の入学は、本学学生の学習を妨げない限り、教授会の議を経て学長がこれを許可する。

- ③ 委託生には、本学則を準用する。

(外国人学生)

第57条 外国人で本学に入学を希望する者があるときは、教授会の議を経て学長がこれを許可する。

- ② 外国人学生には、本学則を準用する。

第10章 賞罰

(表彰)

第58条 学長は、本学学生にして表彰に価する行為のあったときは、教授会の議を経てこれを表彰することができる。

(懲戒)

第59条 建学の精神および本学教育の趣旨に背き、学生の本分に反する行為のある学生に対して、学長は、教授会の議を経てこれを懲戒することができる。

- ② 懲戒は、譴責、停学および退学とする。

- ③ 懲戒に関する規則は、別に定める。

第11章 公開講座

(公開講座の開設)

第60条 本学において必要があると認めるときは、公開講座を設けることができる。

第12章 研究および教育施設

第61条 本学に研究、教育の充実および発展のために必要な施設を置く。

- ② 前項の施設に関し、必要な事項は、別に定める。

第13章 厚生および補導施設

第62条 本学に厚生および補導のための施設を置く。

- 1 学生寮
- 2 学生相談室
- 3 保健室
- 4 ゲストハウス
- 5 合宿所
- 6 食堂

- ② 前項の施設に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 本学則の改正は、教授会の審議を必要とする。
- 2 本学則は、1966年4月1日から施行する。
- 3 本学則第25条第2号別表2および第4号別表4の改正条項は、1989年4月1日から施行する。

- 4 本学則第2条、第25条第1号別表1注1）・注2）、第41条第1項、第42条および学則第58条の改正条項は、1989年4月1日から施行する。ただし、学則第2条、第41条第1項および第42条は、1989年度入学生から適用する。
- 5 本学則第27条第6項の改正条項は、1989年度から、第25条第3号別表3の改正条項および第28条別表4の改正条項は、1990年度入学生から適用する。
- 6 本学則第1条、第2条、第9条、第25条第1号別表1注3）、同第3号別表3、同第4号、同第5号、同第6号、第28条、第28条の2および第28条の3の改正条項は、1990年4月1日から施行する。
- 7 本学則第40条第1項および第42条の改正条項は、1990年度入学生から適用する。
- 8 本学則第32条第4項ないし第7項の改正条項は、1990年度入学生から適用する。
- 9 本学則第39条の改正条項は1991年度から、第24条、第24条別表第1、第24条別表第2、第24条別表第3、第24条別表第4、第24条別表第5、第25条、第26条第1項ないし第3項、同第5項、第27条、第27条別表第7、第29条第2項、第38条第1項、第40条第1項、第43条および第47条は1992年度入学生から、第7条、第70条および第71条の改正条項は、1992年度から適用する。
- 10 本学則第5条、第6条第1項第5号、第28条、第36条および第70条第1項第3号の改正条項は1993年度から、第24条別表第1、第24条別表第2、第24条別表第2、第24条別表第4、第24条別表第5、第24条第2項、第27条別表第7および第42条の改正条項は、1993年度入学生から適用する。
- 11 本学則第2条、第23条第1項第4号、第45条および第46条の改正条項は1994年度から、第40条第1項および第42条の改正条項は1994年度入学生から、第28条第3号、第4号、第24条別表3、同条別表4、同条別表5、第27条別表6および同条別表7の改正条項は、1993年度入学生から適用する。
- 12 本学則第42条および第43条の改正条項は、1995年度入学生から適用する。
- 13 本学則第2条、第24条第1項別表1ないし5、同条第2項、第25条、第27条第2項別表7、第41条第1項および第42条の改正条項は、1996年度入学生から適用する。
- 14 本学則第6条第1項、同条第2項、第30条の2、第31条、第31条の2、第31条の3、第62条、第62条の2および第27条別表7の改正条項は1997年度から、第24条別表1、第41条第1項および第42条の改正条項は、1997年度入学生から適用する。
- 15 本学則第24条別表2および第42条の改正条項は、1998年度入学生から適用する。
- 16 本学則第26条第3項および同条第6項ならびに第27条別表8の改正条項は、1999年度から適用する。
- 17 本学則第1条の改正条項は、1999年4月1日から施行する。
- 18 本学則第2条、第24条、第25条および第27条ならびに第24条別表1、別表2、別表3、

別表 4、別表 5、別表 6 および第27条別表 7、別表 8、別表 9 の改正条項は、2000年度入学生から適用する。ただし、教育職員免許法（同施行規則）の旧法適用学生には、従前の規程を適用する。

19 本学則第24条別表 3 および同別表 5 の改正条項は、2000年度入学生から適用する。

20 本学則第24条別表 4、別表 5 および別表 6、第40条および第41条の改正条項は、2001年度入学生から適用する。

21 本学則第 9 条、第26条および第31条の 2 の改正条項は、2001年 3 月26日から施行し、2001年 1 月 6 日から適用する。

22 本学則第 2 条、第24条、第25条および第26条の改正条項は、2002年度入学生から適用する。

23 本学則第24条別表 4 の改正条項は、2002年度入学生から適用する。

24 本学則第24条別表 2、別表 3、別表 5 および別表 6 ならびに第42条の改正条項は、2002年度入学生から適用する。

25 本学則第26条の改正条項は、2002年度入学生から適用する。

26 本学則第 2 条、第24条、第25条、第26条、第27条および第43条の改正条項は、2003年度入学生から適用する。

27 本学則第 6 条および第26条の改正条項は、2003年 4 月 1 日から施行する。

28 本学則第 9 条第 1 項第 6 号ないし第 8 号の改正条項は、2004年度入学生から適用する。

29 本学則第24条別表 1、別表 2 および別表 5、第25条、第26条および第27条の改正条項は2005年度入学生から適用し、第 6 条第 1 項および第48条第 1 項の改正条項は、2005年 1 月 1 日に遡って施行する。

30 本学則第38条および第39条の改正条項は、2005年度卒業生から適用する。

31 本学則第24条別表 4、第31条第 1 項、第31条の 2 第 2 項、第31条の 3 第 3 項の改正条項は2006年度入学生から適用し、第 8 条、第16条、第17条、第23条第 1 項、第23条の 2、第34条第 2 項、第40条、第41条、第42条、第43条、第45条の 2 および第69条の改正条項は、2006年度から適用する。

32 本学則第24条別表 3、第26条第 4 項、第47条、第48条、第49条および第52条の改正条項は、2007年 4 月 1 日から適用する。

33 本学則第 2 条、第24条、第24条別表 1 ないし別表 3、第26条 1 項ないし第 4 項、第27条、第27条別表 4 および第39条の改正条項は、2008年度入学生から適用する。ただし、生活科学科生活科学専攻および食物栄養専攻は、在学生の卒業を待って廃止するまでは、従前の規定を適用する。

34 本学則第 1 条の 2、第 2 条の 2、第12条、第14条および第36条の改正条項は、2008年度から適用し、第42条および第43条の別表学費一覧ならびに第46条の改正条項は、2008

年度入学生から適用する。

35 本学則全文の表記見直しに伴う改正は、2009年4月1日から適用する。また、第24条別表3は、2008年度入学生に遡って適用し、第9条の改正条項は、2009年度入学生から適用する。

36 本学則第24条別表2および別表3の改正条項は、2010年度入学生から適用する。

37 本学則第24条別表3および第26条の改正条項は、2011年度入学生から適用する。

38 本学則第27条別表4および第26条第2項の改正条項は、2012年度入学生から適用する。

39 本学則第30条の2および第36条の改正条項は、2013年度入学生から適用する。

40 本学則第24条別表2および別表3の改正条項は、2014年度入学生から適用する。

41 本学学則第9条、第16条、第17条、第18条、第20条、第21条、第22条、第23条の2、第52条、第53条、第55条、第55条の2、第59条、第60条、第61条、第62条、第63条および附則第1号の変更は、2015年4月1日から適用する。

42 本学学則第2条および第24条別表1の変更は、2016年度入学生から適用する。

43 本学則第24条別表3の改正条項は、2018年度入学生から適用し、第62条の改正条項は、2018年4月1日から適用する。

44 本学則第24条別表3の改正条項は、2019年度入学生から適用する。

45 本学則第24条別表3の改正条項は、2019年度入学生から適用する。

46 本学則第26条第1項、第3項および第4項ならびに第30条の2の改正条項は、2019年度入学生から適用する。

47 本学則第24条、第24条別表1、別表2および別表3ならびに第25条、第27条、第41条、第42条および第43条の改正条項は、2020年度入学生から適用する。

48 本学則第24条別表1の改正条項は、2020年度入学生から適用する。

49 本学則第23条の改正条項は、2020年4月1日に遡って適用する。また、第5条の改正条項は、2021年度から適用し、第12条の改正条項は、2021年度入学生から適用する。

50 本学則第24条の2および第25条の改正条項は、2021年度から適用する。

51 本学則第44条の改正条項は、2022年4月1日から施行する。

52 本学則第2条、第2条の2、第24条、第24条別表1および別表2、第26条、第27条、第27条別表3、第29条ならびに第39条の改正条項は、2023年4月1日から施行し、2023年度入学生から適用する。なお、第2条に規定する学生定員は、2022年度から2024年度までは、次のとおりとする。

学科	2022年度		2023年度		2024年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
キャリア教養学科	100名	200名	—	100名	—	—

幼児教育保育学科	140名	280名	120名	260名	120名	240名
計	240名	480名	120名	360名	120名	240名

53 本学則第24条別表2の改正条項は、2025年4月1日から施行し、2025年度入学生から適用する。

54 本学則第42条別表4の改正条項は、2025年度入学生から適用する。

55 本学則の改正条項は、2024年9月26日から施行する。

56 本学則第24条別表2の改正条項は、2025年4月1日から施行し、2025年度入学生から適用する。

57 本学則第2条の改正条項のうち、入学定員は2026年度入学生から適用し、収容定員は2027年度在学生から適用する。なお、2026年度の収容定員は200名とする。

別表1（第24条関係） 削除

別表2（第24条関係）

幼児教育保育学科

授業科目の区分		授業科目	授業の方法	単位数		備考
科目群	区分			必修	選択	
基礎科目群	教養	心の充実Ⅰ	講義	2		
		心の充実Ⅱ	演習B	1		
		歴史と文化	講義	2		
		社会と人間	講義	2		
		情報と科学	講義	2		
		国際文化研修	演習A		2	
	基礎	日本国憲法	講義		2	
		日本語表現	講義	2		
		コンピュータ演習Ⅰ	演習B	1		
		コンピュータ演習Ⅱ	演習B		1	
		英会話Ⅰ	演習B	1		
		英会話Ⅱ	演習B		1	
		身体活動論	講義		2	
		総合体育	実技	1		
専門科目群	教育・保育の本	教育原理	講義	2		
		保育原理	講義		2	

	質	教育課程論	講義	2		
		教育制度・学校経営論	講義		2	
		保育内容総論	演習A	2		
	保育内 容	子どもと健康Ⅰ	演習B	1		
		子どもと環境Ⅰ	演習A		2	
		子どもと言葉Ⅰ	演習A		2	
		子どもと表現Ⅰ	演習B	1		
	子ども の理解 と支援	教育心理学	講義	2		
		発達心理学	講義	2		
		子ども家庭支援の心理学	講義	2		
		乳児保育Ⅰ	講義		2	
		子どもの食と栄養	演習A		2	
		子どもの保健	講義		2	
		社会福祉論	講義		2	
		子ども家庭福祉論	講義	2		
		社会的養護Ⅰ	講義		2	
		特別支援教育の基礎	講義	2		
		子ども家庭支援論	講義	2		
	保育技 能	基礎音楽AⅠ	演習B		1	
		基礎音楽AⅡ	演習B		1	
		ピアノフォローアップ	演習B		1	
		基礎音楽B	演習B		1	
		基礎造形	演習B	1		
		基礎体育	演習B		1	
展開科 目群	教育・保 育の本 質	保育者論	講義	2		
		教育方法論	講義		2	
	保育内 容	子どもと健康Ⅱ	演習B		1	
		子どもと環境Ⅱ（人間関係を含む）	演習B	1		
		子どもと言葉Ⅱ	演習B	1		
		子どもと表現Ⅱ（音楽）	演習B		1	
		子どもと表現Ⅱ（造形）	演習B		1	

		保育特講Ⅰ	演習B		1	
		保育特講Ⅱ	演習B		1	
子ども の理解 と支援		子どもの理解と援助	演習B	1		
		教育相談	演習B		1	
		特別支援教育・保育演習	演習A		2	
		乳児保育Ⅱ	演習B		1	
		子どもの健康と安全	演習B		1	
		社会的養護Ⅱ	演習A		2	
		子育て支援	演習A		2	
		在宅保育	講義		2	
		保育技 能		児童文化（言語表現）	演習B	
絵本の世界Ⅰ	演習B				1	
絵本の世界Ⅱ	演習B				1	
実習		保育実習Ⅰ	実習B		4	
		保育実習指導Ⅰ	演習B		2	
		保育実習Ⅱ	実習B		2	
		保育実習指導Ⅱ	演習A		1	
		保育実習Ⅲ	実習B		2	
		保育実習指導Ⅲ	演習A		1	
		教育実習（事前事後の指導を含む）	実習A		5	
総合科 目	実践と 応用	保育・教職実践演習（幼稚園）	演習A		2	
		課題研究Ⅰ	演習B	1		
		課題研究Ⅱ	演習B	1		
計				42	71	

別表 3（第27条関係） 削除

別表 4（第41条、第42条、第43条関係）

学費一覧（単位：円）

入学金	250,000
授業料（年額）	700,000
実験実習費（年額）	30,000

施設拡充費（年額）	320,000
-----------	---------